

平成28年3月15日
新 潟 県

新潟県土地利用基本計画と庁内調整について

1 新潟県土地利用基本計画の前回の改定について

国土利用計画（新潟県計画）第4次策定（平成21年7月）後に策定作業に着手、平成23年12月27日に改定。

2 新潟県土地利用基本計画に掲げる土地利用上の課題について

新潟県の土地利用上の4つの課題を中心に土地利用基本計画に明記し、対応方針を記載した。

- (1) 低未利用地の発生防止と有効利用
- (2) 地域経済の自立
- (3) 安全・安心な県土づくり
- (4) 人間と自然との共生

3 新潟県土地利用基本計画書改定の要点

- (1) 新潟県の土地利用の特色に合わせた記述の追加
都市に農地が隣接しており、都市計画区域と農業振興地域の重複が多く見られるため、都市と農業の調整について改正を図った。
- (2) 各地域別の土地利用の調整方針を記載
ア 都市周辺に災害リスクが高い区域も多く、都市計画を変更する際に災害リスクへの配慮等を明記した。
イ 都市計画等を変更する際には、上記2の土地利用の課題に対応しているかを、新潟県国土利用計画審議会（38条審議会）に情報提供し、審議することとした。
（ハザードマップ、鳥獣保護区の指定状況等）
- (3) 5地域区分の重複する地域における調整指導方針の見直し
ア 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合
農業振興地域と市街化調整区域が重複している地域では、農地としての利用を優先させ、市街化調整区域地区計画等で住宅団地を造成する場合は市町村計画等を策定している場合に認めることとした。
イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先させ、森林を都市的土地利用へ転換する場合は、市町村計画等を策定している場合に認めることとした。

4 新潟県土地利用基本計画を変更する際の庁内調整の体制について

新潟県土地利用調整会議（昭和47年11月）を設置しているが、平成15年6月を最後に開催していない。平成15年度以降は計画改定等に当たっては、個別に関係課に書面協議を行っている。

(1) 会議の概要

国土利用計画及び土地利用基本計画の策定並びに土地取引の規制に関する措置その他土地利用の調整に関し必要な事項を協議する。

ア 国土利用計画の策定に関する事項

イ 土地利用基本計画の策定に関する事項

ウ 土地取引の規制及び遊休土地の措置に関する事項

エ 新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱の実施に関する事項

オ その他土地利用に関し、特に総合調整を要する事項

(2) 組織

会長：土木部を所管する副知事

委員：知事政策局長、総務管理部長、県民生活・環境部長、福祉保健部長、産業労働観光部長、産業労働観光部観光局長、農林水産部長、農地部長、土木部長、土木部都市局長、交通政策局長、教育長

幹事課

知事政策局 政策課長

総務管理部 財政課長、法務文書課長、市町村課長、地域政策課長
統計課長

県民生活・環境部 **環境企画課長**、廃棄物対策課長

福祉保健部 生活衛生課長

産業労働観光部 産業政策課長、産業振興課長、商業・地場産業振興課長、
産業立地課長、職業能力開発課長

（観光局） 交流企画課長

農林水産部 **地域農政推進課長**、畜産課長、水産課長、漁港課長
林政課長、**治山課長**

農地部 農地管理課長、農地計画課長、農地整備課長、農村環境課長

土木部 監理課長、用地・土地利用課長、道路管理課長、道路建設課長
河川管理課長、河川整備課長、砂防課長

（都市局） **都市政策課長**、都市整備課長、建築住宅課長、下水道課長

交通政策局 港湾整備課長

教育庁 文化行政課長

※ 課名の太字ゴシックは5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然保護地域、自然保全地域）を所管する課

新潟県の都市計画、農業振興地域、地域森林計画の変更に係る土地利用基本計画の変更について

